

# 教育委員会会議録

令和5年4月12日（水） 午後1時00分 開会

午後2時30分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員

## 3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長  
坂川智教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、高木健一総務課長  
細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長  
小野内茂喜あいちの学び推進課長、橋本具征高等学校教育課長  
水谷政名義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長  
兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長  
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（1）令和5年春の叙勲候補者の内定について及び（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1） 令和5年春の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### （2） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### （3） 県立夜間中学の追加設置及び外国にルーツのある生徒を対象とした中高一貫校の導入について

小野内あいちの学び推進課長が、県立夜間中学の追加設置及び外国にルーツのある生徒を対象とした中高一貫校の導入について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （4） 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

橋本高等学校教育課長が、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

今回入試制度が変更され、学力検査を1回にする、マークシートにする、特色選抜を行う、卒業式前に試験を行うなど変わったと思うが、現場の声、特に中学校ではどのような声が寄せられているのか紹介していただきたい。

(橋本高等学校教育課長)

今回初めてということもあり、現場にアンケートをかけている。中学校は締切りの時期がまだ来ていないため、アンケート調査が出たところでしっかりとまとめ、結果をお知らせする。

- (5) 令和5年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について安楽特別支援教育課長が、令和5年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 6 請願

請願第1号 教員採用時のDB検索を義務付けに関する周知と、こどもへの「人権侵害」についての、研修を行うことを求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

文科省のデータベース活用はどのような内容であるのか。

また、教員の研修についてどのように行われているのか。

(長坂教職員課長)

令和5年4月1日から稼働する特定免許状失効者等に係るデータベースというもので、これは児童生徒への性暴力等を行ったことにより免許状の失効あるいは取上げの処分をした者をデータベースに記録して活用するものである。

教育職員等を任命、雇用する際には国公私立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず必ずデータベースを活用し、採用希望者が特定免許状失効者等であることが判明した場合、希望者が児童生徒への性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が必要である。

免許管理者である都道府県教育委員会は、失効・取上げの効力が発生した翌営業日までに特定免許状失効者等の情報を必ず記録しなければならないという内容になっている。

研修については、県立学校において、年間を通じた不祥事防止の取組のモデルプランを提示して研修を実施するように指示をしている。その際に、生徒へのわいせつ行為等の事例を掲載した資料を提供し、誰にでも不祥事の当事者と

なる可能性があることを踏まえ、参加者が発言できるように少集団で研修する機会を設けるようにしている。

各学校ではこの資料等を用いて不祥事の未然防止策や発生後の対応について研修効果を高めるために、教員同士の話し合いを含めた実践的な研修を行っている。

その他、初任者、臨時教員等、3年目の教員、10年を経験した教員、新任校長、新任教頭にも不祥事防止の研修を行っている。

小中学校においては、県立学校の取組みを参考にして各学校での効果的な研修を行うよう周知している。

初任者に対しては「信頼される教職員であり続けるために」という内容でわいせつ事案も含めた内容で毎年講義を行っている。また、中堅教諭に対しては「教員の服務について」、管理職に対しては「学校における危機管理について」という内容で研修を行っている。

(河野委員)

今年度からデータベースが稼働するということであるが、そもそもこれまで免許状の失効や賞罰について確認はしていたのか。例えば教員採用選考試験等において、どのように確認しているのか。

(長坂教職員課長)

対象職員は官報に掲載されるようになっているため、官報でも検索ができる。

採用試験において、令和3年度の教員採用選考試験から願書に賞罰歴の欄を設け、願書の記載事項や履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は合格等の決定を取消すといった対応をしている。採用試験合格者、常勤講師、非常勤講師に対しては任用時に免許状の写しの提出を義務付け、教育委員会及び各学校で免許状の失効等はないか、賞罰歴に変更はないか等確認を行っている。

(度會委員)

データベースは何年分保管されているのか。

(長坂教職員課長)

現在40年分保管されている。

(野杵委員)

任用時にデータベース検索が可能となるということについて報道等あったと思うが、教職員への周知というものを教育委員会として行っているのか。

(長坂教職員課長)

令和5年3月24日付けの「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」という文科省からの通知に基づき、市町村教育委員会へは3月28日付け、各県立学校へは3月30日付けで任用時におけるデータベース活用や免許状の確認、採用関係書類等による賞罰歴等の確認に留意するよう周知した。

(野杵委員)

各学校の教員に対して、免許状失効や取上げ等の処分をされるとデータベースに登録される、一旦失効した後に再度就職することが難しくなるといった周知をしているのかをお聞きしたい。

(長坂教職員課長)

データベース検索は令和5年4月1日から開始されたため、まだそこまでの周知はできていない。これからの研修等で周知していきたい。

(野杵委員)

教職員によるわいせつ行為をどのようになくすのか、ということが根底にあると思うが、データベースに永久保存されることが、二度と教職員を続けられなくなるという抑止力になると考えられる。市町村教育委員会に周知するだけでなく、現場の教職員たちにも周知して欲しいと思う。

(飯田教育長)

データベース検索はわいせつ事案の抑止力に繋がるということで、データベースを有効に使っていきたい。

教職員課長の答弁の中でも、研修の中で取り上げるものとして位置付けされているので、データベースに登録されることがいかに重大なことであるかを教職員に対してしっかり意識付けされるようにしていきたい。

(岡田委員)

過去のわいせつ行為によって免職となった教員が、3年後に再度任用できるという仕組みがあると思うが、県教育委員会が免許授与権を持っているので、わいせつ行為から児童生徒を守るために免許授与については厳格でなければならない。免許失効した者やわいせつ行為をした者に免許を再度持たせるなという声もわかるが、過去にわいせつ行為をしても真剣に更生している、しようとしている者に対して二度と免許を与えるな、と恣意的な形で判断を間違えることはあってはならないので、冷静に、客観的に判断できるような仕組みを整えていくことが必要。この機会にそのような仕組みを整えていただきたい。

(飯田教育長)

岡田委員お示しの問題意識を持ちながら、整理をしていきたいと思う。

請願第2号 公益通報を行った公益通報者が安心して職務が遂行できるように公益通報者に対して親切丁寧な説明、公平な調査、寄り添った対応を求める請願及び愛知県教育委員会職員等公益通報要項第12条「適切な時期に必要な確認をする」及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」は本人に確認すると明示することを求める請願及び愛知県教育委員会職員等公益通報要項第12条「適切な時期に必要な確認をする」及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」を本人以外の確認方法の説明を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

組織が健全に成長していくためには不正行為の早期発見や早期是正が大事だと考えられるが、そのための一つとして公益通報制度がある。この機能を有効

に機能させるためには、通報があればその秘密を守る、不利益な取扱いをしないことがポイントとなる。

しかし、公益通報が告げ口といったニュアンスで捉えられてしまうと、制度があるにも関わらず活かさせられないということになりかねない。そういった制度があることを周知していく、通報者の不利益にならないような制度にしていくことが必要であると思われる。

(度會委員)

職員等が安心して制度を活用できるように、調査の公平性の確保や通報者へのフォローアップなど、どのように取り組んでいるのか。

(高木総務課長)

県教育委員会では、公益通報に関して必要な事項を「愛知県教育委員会職員等公益通報要項」で定めて、公平な調査を実施、正当に公益通報をした職員が不利益な取扱いを受けないよう制度を運用している。

職員等が相談・通報する際の窓口を教育委員会事務局だけではなく、第三者機関である弁護士に相談・通報することができる外部窓口を設け、相談・通報がしやすい環境を整えるとともに、教育委員会が行う調査の実施等に際しては、弁護士が意見や助言をすることを可能とするなど、調査の公平性を確保するための体制を整備している。また、通報があった場合は、受付時、調査開始時、調査終了時それぞれに文書で通知するなど丁寧な対応に努めている。

不利益な取扱いについては、通報者に対して不利益な取扱いが行われていないかを確認するなどフォローアップを実施している。

本人の確認についてはそれぞれのケースに応じて聴き取りの必要性を判断している。また、具体的な不利益があるという話があれば、都度確認していきたいと思う。

今後も個別の状況を把握しながら、職員等が安心して通報ができるような制度の運用に努めてまいりたい。

(野杵委員)

今回、請願者は非常に不安な気持ちとなり、心労をかけたと思われるので、今後このような公益通報が行われた際、通報者が不安にならないような親切な対応をお願いしたい。

先ほど答弁の中であった第三者機関による受付や、実際に問題について助言をいただくということは、どの程度進んでいるのか。

(高木総務課長)

現状、通報事例はないが、外部窓口としては整えてあり、第三者機関を利用することができるという周知はしている。

(野杵委員)

内容にナイーブなものが多いので、内輪で上手に処理されてしまう可能性もあるのではないかと感じてしまう。第三者機関を入れるのはナイーブな問題であれば効果的だと思うので、そのための予算計上等を検討してもらいたい。

(高木総務課長)

予算は既に計上されており、公益通報の窓口として運用されている。

(野杵委員)

顧問契約している弁護士事務所があるということか。

(高木総務課長)

顧問契約とは別で窓口をしていただく弁護士がおり、委託契約をしている。

(野杵委員)

県で既に予算計上されているのであれば問題ないが、その制度が上手く活用されるようにしてもらいたい。

(飯田教育長)

岡田委員及び野杵委員から指摘いただいたとおり、内部通報については非常にナイーブで難しいところがある。制度をしっかりと機能させていくことが重要。必要に応じて適正に運用しなければいけない。

## 7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第16号議案 令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)については、審議会に諮る前の意思決定過程の情報であるため、非公開にて審議することとした。

第15号議案 令和6年度使用県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について

橋本高等学校教育課長が、令和6年度に使用する県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

## 8 協議題

なし

## 9 その他

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

ある高校教員と話している中で、教員の人事異動の話が出た。その方は岡崎市在住の女性で、幼い子供が3人おり、小牧市の高校に勤務し、高速道路を使って通っているとのことである。御主人は岡崎市在住で家事等に協力的ではあるが子育てが大変で、今は育児のための短時間勤務をしており、異動希望を出しているが、なかなか叶わないとのことである。教員の異動は基本的に県内全域であると思うが、働きやすい環境を整えることは大事だと思うので、改善できることは対応して欲しいと思う。現在、人事異動はどのような形で行っているのか。

(坂川教育改革監)

人事異動の方針としては、基本的に通勤時間が1時間半以内となるように行っ

ている。また、当該勤務校に何年勤務しているのかということも考慮される。異動後、1、2年で別の学校へ異動したいという希望がある場合、例えば親の介護や子供の誕生等の事情があれば配慮される場合があるが、特にそのような事情がなければ短期間での異動は学校運営上問題があるため基本的には行っていない。

委員お示しの事例の場合においても、基本的に通勤できない所属への異動は行っていないので、通勤時間の基準はクリアしていると考えられる。ただ、幼い子供が3人いて育児のための短時間勤務をしているということなので、教職員課で実態を調査し、問題がある場合は異動の対象とする必要があると思われる。

(飯田教育長)

県職員の場合は、通勤時間が1時間半以内となっている。しかし、この教員は自家用車を使用しているということなので、岡崎市から小牧市の距離を考えると苦しいと思う。恐らく電車で1時間半、自家用車で1時間程度、高速道路を使用すると30分、40分程度かかると思われる。子育てが大変とのことであるが、全体の中で配慮しながら教職員課長にも調べてもらいたい。心していきたい。

#### 10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。
- (2) 山本耕一氏から、公益通報を行った公益通報者が安心して職務が遂行できるように公益通報者に対して親切丁寧な説明、公平な調査、寄り添った対応を求める請願及び愛知県教育委員会職員等公益通報要項第12条「適切な時期に必要な確認をする」及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」は本人に確認すると明示することを求める請願及び愛知県教育委員会職員等公益通報要項第12条「適切な時期に必要な確認をする」及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」を本人以外の確認方法の説明を求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 3名